

報告事項が3件ございます。

第1件目の1月25日及び2月26日に開催された東京都市長会関係の主な審議内容についてご報告申し上げます。

はじめに、1月25日に開催された平成29年度第7回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が3件ありましたので、報告いたします。

オールド ミーツ ニュー

1件目は、政策企画局から「Old meets New 東京150年事業」について説明がありました。

東京への改称、東京府開設から150年目の節目を記念し、本年4月から12月までの間、東京の都市としての魅力を再発見・再認識できる事業を幅広く展開するとのことでした。

2件目は、オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供です。

ニーゼロニーゼロ

昨年12月に大会組織委員会が東京2020大会のマスコットの最終候補3作品を公表したことの報告とあわせて、小学生によるクラス投票への協力依頼がありました。なお、マスコットデザインの発表は2月28日、ネーミングを含めた正式発表は本年夏頃を予定しているとのことでした。

3件目は、後期高齢者医療広域連合からの報告です。

1月11日に開催された後期高齢者医療広域連合協議会での主な協議事項の説明があり、平成30・31年度の保険料率の最終案等について協議を行ったとのことでした。また、報告事項として、後期高齢者医療制度における住所地特例施設入所者に係る異動状況・医療給付費等調査の結果について報告を行ったとのことでした。

続いて議案審議事項1件について報告いたします。

議案第1号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委

員等の推薦について審議され、原案のとおり承認されました。

次に報告事項ですが、「地方消費税の清算基準の見直しについての要請」として、地方消費税の清算基準について、地方税の偏在是正を理由とした、地方分権に逆行する不合理な見直しが行われることのないよう、東京都、特別区長会及び東京都町村会と連携して、昨年12月にも各方面に対して要請活動を行ったとの報告がありました。

その他、「行政部からの連絡事項」として、昨年度に引続き、知事と市町村長との意見交換を実施するとの連絡がありました。

なお、私も2月15日に都庁において小池知事との意見交換を行い、今後の行財政運営に向けた要望として、「財政力指数をもとにした国や都の財政支援の格差」について提起・要望するとともに、本市の今年度の一押しの取組みとして、健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた一連の取組みについてPRしてきました。

続きまして、2月26日に開催された平成29年度第8回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が5件あり、主な連絡事項2件について報告いたします。

1件目は、政策企画局から「『3つのシティ』の実現に向けた政策の強化」について説明がありました。

平成28年12月に公表した「2020年に向けた実行プラン」について、その後の社会情勢の変化や新たな都民ニーズ、さらに人に着目して打ち出した戦略である「重点政策方針2017」を踏まえ、実行プランの政策の強化版として、「『3つのシティ』の実現に向けた政策の強化（平成30年度）～2020年に向けた実行プラン～」として取りまとめたとのことでした。

2件目は、総務局から、「女性視点の防災ブック『東京くらし防災』」について説明がありました。

この冊子は、女性の防災への参画を促すとともに、都民の一層きめ細やかな

災害への備えを促進することを目的として作成したもので、女性の発想を活かし、都民が自然体で日常生活の中で無理なく取り組める防災対策等を掲載しているとのことでした。なお、3月1日から市区町村や民間事業者等の協力のもと、施設や店舗等に設置するとのことでした。

続いて議案審議事項として、7件の審議が行われ、主な事項3件について報告いたします。

議案第4号の「平成30年度東京都市長会一般会計歳入歳出予算（案）」については、原案のとおり承認されました。予算の規模は、5億1,169万8千円で前年度に比べ2,292万5千円の増となっています。

議案第5号の「各種審議会委員等の推せん」については、任期満了に伴う委員等の推薦について承認され、私は、引き続き東京都卸売市場審議会委員に推薦されることになりました。

議案第6号の「平成29年度多摩地域が一体で取り組む観光地域づくり」については、昨年5月の市長会での決定に基づき、「多摩地域が一体で取り組む観光地域づくり」の具体化に向けて行ってきた取組の報告及び今後の取組方針について提案され、了承されました。

そのほか、報告事項として「会長専決処分」について報告され、了承されました。

以上が、市長会関係の報告です。

第2件目として、「重度心身障がい者通所訓練事業に係る損害賠償請求訴訟の経過」について、ご報告を申し上げます。

本件訴訟は、本市が多摩市社会福祉協議会に運営を委託していた重度心身障がい者通所訓練事業に関して、当該事業の利用者であった者が、本市及び多摩市社会福祉協議会に対して、当該事業により原告に提供された食事の方法等が、虐待行為に該当し、それによって負った精神的苦痛等の損害賠償を求める訴訟を提起したものです。

これについて、平成29年2月22日に相手方の請求を全て棄却する第一審判決が言い渡され、この判決を不服とした原告の控訴に対し、平成29年11月21日に控訴人の請求を棄却する判決が言い渡されたことは、これまでにご報告したとおりです。

このたび、東京高等裁判所から、平成29年12月6日に控訴人がこの判決を不服として上告を提起した旨の通知がありました。

今後は、最高裁判所の指示等に応じて、適切に対応して参ります。

第3件目として、「市民による通行地役権確認請求訴訟の提起」について、ご報告を申し上げます。

本件訴訟は、原告が本市に対し、「本市が原告所有の土地に隣接する土地の所有権を有すること」及び「原告が当該土地の通行地役権を有すること」の確認を求める訴訟を、平成29年11月28日に、東京地方裁判所立川支部に提起したものです。

原告は、隣地の住民と当該土地の通行について別の訴訟で争っており、それと関連して、当該土地が本市のものであること、又は当該土地について原告が通行地役権を持っていることの確認を求めるため、訴えを提起したものです。

本件土地は、登記簿上、本市の所有でないことが確認されておりますが、さらに、相手方の主張を精査し、裁判において適切に対応して参ります。

以上、3件をご報告申し上げ、市長行政報告と致します。

(平成30年第1回多摩市議会定例会)